令和 5 年度奈良県医療費適正化市町村支援業務委託 公募型プロポーザル説明書

1 目的

県は令和5年度中に「第4期奈良県医療費適正化計画」を策定する必要があるが、市町村 国保においても、県の医療費適正化計画と整合を図りながら新たに「第3期データヘルス計 画」を策定することが求められている。

このような状況を踏まえて、本業務では、医療費適正化の一層の推進のために、より実効性の高いデータヘルス計画の策定と効果的な PDCA の実施、さらには保険者努力支援制度での得点向上に資する取組の実施を目的として、県及び県内市町村の医療費、健康、実施体制等の課題を明確にし、地域の実情に応じた保健事業等の医療費適正化対策の提案・実行支援を行う。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和5年度奈良県医療費適正化市町村支援業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和6年3月29日(金)まで
- (3) 業務内容 別に定める「令和 5 年度奈良県医療費適正化市町村支援業務委託仕様書 (以下「仕様書」という。)」のとおり
- (4) 委託上限額 83,765,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

3 実施スケジュール (予定)

現在未定の項目については、参加申込書の提出者に対して別途通知する。 災害や感染症の発生等により、スケジュールを変更する場合がある。

	項目	期日等
1	公告(公募開始)	令和 5 年 2 月 24 日(金)
2	質問受付期限	令和5年 3月 3日(金)午後5時
3	質問回答	令和5年 3月 9日(木)
4	参加申請書等の受付期限	令和5年 3月 14日(火)午後5時
5	企画提案書等の受付期限	令和5年 3月 20日(月)午後5時
6	プロポーザル審査委員会 (プレゼンテーション及び質疑応答)	令和5年 3月下旬から4月中旬頃
7	選定結果通知	7743年 3万円 切がり4万円 町頃

4 参加資格

単体事業者にあっては、次に掲げる要件のうち $(1) \sim (6)$ の全てを満たすこと、複数の事業者で構成される共同事業体にあっては、次に掲げる要件の (7) を満たすことを必要とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- (3) 参加申込書の提出期限から企画提案書の提出期限までの期間において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程による競争入札参加有資格者で、 主たる営業種目を「Q4: 検査・分析・調査業務」に登録している者であること(企画提 案参加申込書の提出時点において登録が認められていれば可とする。)
- (5) 公告日から過去 5 年以内に、国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)から医療・保健分野に係る調査分析業務を受注し、誠実に履行した実績を有していること。
- (6) 専門的な見地から分析、ヒアリング、事業提案等する必要があるため、県・市町村の保 健事業等に精通した医師もしくは保健師と連携していること。
- (7) 共同事業体にあっては、次の要件①~⑤の全てを満たすこと。
 - ①共同事業体を構成する構成員(以下「構成員」という。)の全てが、上記(1)~(4)の要件を満たすこと。
 - ②共同事業体のいずれかの構成員において、上記(5)及び(6)の要件を満たすこと。
 - ③本プロポーザル手続及び本契約(契約に至った場合)に係る一切について県との連絡窓口 を務める共同事業体の代表者が、構成員の中から選定されていること。
 - ④本業務を受託するに当たっての各構成員の役割分担が明確であること。
 - ⑤構成員の全てが、単体事業者又は他の共同事業体の構成員として本プロポーザルに応募していないこと。

5 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

①担 当 部 署:奈良県福祉医療部医療・介護保険局

医療保険課医療費適正化推進係

②問い合わせ先:〒630-8501 奈良市登大路町30番地(奈良県庁本庁舎主棟3階)

TEL 0742-27-8547 (直通)

FAX 0742-27-0445

※平日午前9時から午後5時まで

(2) 説明書等の配布

①配 布 期 間:令和5年2月24日(金)~令和5年3月20日(月)

②配 布 方 法:以下の掲載場所よりダウンロードすること。

県ホームページのトップページ →右上「メニュー」アイコン→右上「組織から探す」 →県の組織 →本庁 →医療保険課 →新着情報

(3) 参加申請関係書類の提出

①提 出 期 限:令和5年3月14日(火)午後5時 必着

※提出期限後に到着した提出書類は無効とする。

※郵便事故等により、期限内に提出場所に到達しなかったことによる 異議は認めない。

②提 出 場 所:上記(1)に同じ

③提 出 方 法:郵送

※配達記録が確認できる方法により提出すること。

※持参(平日午前9時から午後5時まで)も認めるが、必ず事前に電 話連絡をすること。

④提 出 書 類:下記(4)のとおり

⑤提出部数:各1部

(4) 参加申請関係書類

① 参加申込書【様式 1】

- ② 事業者概要書【様式2】
- ③ 業務案内(リーフレット等)
- ④ 納稅証明
 - ・課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税に滞納のない証明 書を添付すること。
 - ・納税証明は発行日から3ヶ月以内のものとする。

⑤ 同種業務実績【様式3】

- ・業務の実績については、公告日から過去5年以内の国又は地方公共団体(国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。)との医療・保健分野に係る調査分析業務の契約実績を具体的に記載すること。
- ・実績を証明できる書類(契約書等)の写しを添付すること。
- ・本様式には、応募者を判読できるような記載及び用紙の使用をしないこと。

共同事業体で参加する場合は、上記①~⑤の書類とあわせて以下の書類を提出すること。

- ⑥ 共同事業体構成員届出書【様式 4】
- ⑦ 共同事業体の成立を証する書面(協定書)写し
- ⑧ 共同事業体委任状【様式 5】
- ※②~⑤は、全ての構成員について提出すること。
- |※②の「その他特記事項」の欄には、それぞれ本業務を受託するに当たって分担

する役割を具体的に記載すること。

※⑤には、様式自体に構成員の名称及びそれが推測されるような事項を記載する ことなく、いずれの構成員の分か判別可能な状態(付箋の活用等)で提出する こと。

(5) その他

- ①上記(4)の書類の提出後に、参加辞退する場合は、速やかに上記(1)へ電話連絡するとともに、辞退届【様式12】を持参又は郵送により提出すること。
- ②上記(4)の書類の提出後に、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- ③その他、書類の作成にあたっては、下記 9 (5) 「失格事由」及び 15 「その他」を熟読し、留意すること。

6 事前説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

7 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和5年2月24日(金)~令和5年3月3日(金)午後5時 必着
- (2) 質疑様式 質問票【様式 11】
- (3) 提出方法 FAX により、上記 5 (1) に提出すること。
 - ※必ず提出後に到着確認の電話連絡を行うこと。
 - ※送信票等は不要。
- (4) 回答予定日 質疑受付期間終了後~令和5年3月9日(木)
- (5) 回答方法 質問への回答は上記5(2)②に記載する場所へ掲載する。
 - ※競争上の地位とその他正当な利益を妨げる恐れのあるものを除いて 回答する。
 - ※ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に 関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
 - ※なお、当該回答内容は仕様書の追加又は修正とみなす。

8 企画提案書の提出

(1) 企画提案関係書類の提出

①提 出 期 限:令和5年3月20日(月)午後5時 必着

※提出期限後に到着した提出書類は無効とする。

※郵便事故等により、期限内に提出場所に到達しなかったことによる 異議は認めない。

②提 出 場 所:上記5(1)に同じ

③提 出 方 法:上記5(3)③に同じ

④提 出 書 類:下記(2)のとおり

⑤提 出 部 数:正本1部(下記(2)の①~⑥)

副本6部(下記(2)の②~⑥)

⑥留 意 点:・下記(2)を企画提案書一式として、A4 片面(必要に応じ A3 折り込みも可)で提出すること。

・副本は審査用であるため、応募者を判読できるような記載及び用紙 の使用をしないこと。

(2) 企画提案関係書類(企画提案書一式)

① 企画提案書(鑑)【様式6】

- (2) 本業務に関する提案(各提案3ページまで)
 - ア 医療費、医療費適正化・保健事業実績の分析手法・内容【様式 7-1】
 - イ 事業実施体制・実施状況の調査分析手法・内容【様式 7-2】
 - ウ 医療費適正化・保健事業の改善・新規事業提案の考え方・内容【様式 7-3】
 - エ その他 (事業報告会の開催、KDB 等活用ツールの開発等) 【様式 7-4】

③ 業務実施体制

ア 配置予定者一覧【様式 8-1】

- 本業務の遂行にあたって、「総括責任者」、「業務責任者」、「業務担当者」となる者について記載すること。
- ・「総括責任者」とは、本業務の最高責任者となる者で、最終決定を行う 者である。
- ・「業務責任者」とは、本業務の遂行に必要な指揮・監督を行い、進捗を 管理し、業務の遂行に関して県との連絡窓口になる者であり、必ず1名 を選任すること。
- ・「業務担当者」とは、総括責任者・業務責任者以外で、各分野における 担当者や県との打合せに参加しうる者等、一定程度主要な役割を担う者 をいい、全員の記載を要しない。
- ※総括責任者と業務責任者が同一の者となる場合は、その旨を本様式に記載すること。
- ※上記 4 (9) に掲げる知識を有する者については、必ずいずれかに記載すること。
- イ 業務分担及び業務実施体制【様式 8-2】
 - ・業務分担や業務実施体制について、業務間の関係性が分かるように記載 すること。
 - ・様式8-1の記載内容と整合性がとれるよう留意すること。

④ 情報管理体制(個人情報等)【様式9】

・個人情報を保護し、また、県から提供するデータの管理に万全を期すための情報管理体制について、情報管理上の効果的な対策や個人情報保護に対する従業者への効果的な研修対策(計画)等を記載すること。

⑤ **| 業務のスケジュール【様式 10】**

・成果物提出までの業務の進め方、業務内容の時系列の流れが分かるように記載すること。

⑥ 価格提案書【様式任意】

- ・内訳を消費税及び地方消費税抜きで明らかにした上で、その内訳の小計に消費税及び地方消費税率(10%とする)を乗じたものを、最終的な見積額として記載すること。
- ・共同事業体は、構成員別ではなく、共同事業体としての見積額を示すこと。
- ・委託上限額を超えないこと。
- ・副本には、応募者の名称は記載しないこと。

(3) その他

- ①企画提案書一式の提出は、各応募者1案までとする。
- ②企画提案書一式の提出後、不明点等について県より問い合わせする場合がある。
- ③企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ④上記(1)の提出期限までに、必要書類の全てが揃っていないものや内容に不備があり 補正することができないものは、受理できないため留意すること。
- ⑤参加申込をしたにもかかわらず、上記(1)の期限までに書類の提出がなかった場合は、 参加辞退したものとみなす。
- ⑥企画提案書一式の提出後、参加辞退する場合は、速やかに上記 5 (1) へ電話連絡する とともに、辞退届【様式 12】を持参又は郵送により提出すること。
- ⑦その他、書類の作成にあたっては、下記 9 (5) 「失格事由」及び 15 「その他」を熟読し、留意すること。

9 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

企画提案書一式(上記8(2)の②~⑥及び同種業務実績【様式3】)、プレゼンテーション及び質疑応答について、評価基準に基づき、「令和5年度奈良県医療費適正化市町村支援業務委託事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)が評価(採点等)を行い、契約の相手方の候補者として1者選定する。

(3) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

開催日時 参加申込者に対して別途通知する。

及び場所 (令和5年3月下旬から4月中旬頃を予定)

開催方法	新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、以下のいずれかの方法で実施。 ・審査会場において参集形式での審査(審査会場は審査予定日と併せて通知) ・WEB会議システムを用いて、提案者の居所と審査会場をリモート接続(参加 URL は審査予定日と併せて通知) ※プレゼンテーションに係る通信費その他費用は提案者の負担とする。
順番	提案者が複数ある場合、企画提案書一式の提出順にプレゼンテーションを実施させる。
出席者	プレゼンテーションへの参加は 3 名までとし、様式 8-1 における「業務責任者」は 必ず参加することとする。
持ち時間 及び 時間配分	1 提案者あたりの持ち時間は 35 分を予定し、内訳は次のとおり。 プレゼンテーション: 20 分 質疑応答: 15 分
その他	プレゼンテーションの内容は、企画提案書一式 (上記 8 (2) の②~⑥及び同種業務 実績【様式 3】)の内容とし、これらに記載のない追加提案の説明や追加資料の提 出は認めない。

(4) 候補者の選定方法

- ①失格者を除いた者のうち、上記(1)の総合点が最も高い者で、かつ審査委員会の合議 により認められた者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ②最高点の者が複数の場合は、以下のとおり選定する。
 - ア 評価項目 3③「医療費適正化・保健事業にかかる改善・新規事業の提案」の点数が 高い者
 - イ アが同点の場合は、評価項目 3①「医療費、医療費適正化・保健事業実績等の分析」 の点数が高い者
 - ウ イが同点の場合は、評価項目 3②「事業実施体制、事業実施状況の調査分析」の点 数が高い者
 - エ アからウがいずれも同点の場合は、第一位候補者の選定を審査委員長に一任する。
- ③①、②にかかわらず、次に掲げる項目を満たす場合は候補者として選定しない。なお、 提案者が1者の場合もこれを適用する。
 - ア 総合点が6割未満の場合
 - イ いずれかの評価項目で審査員の平均点が5割未満の場合

(5) 失格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ②本説明書及び様式に示した提出書類等の作成及び提出に関する条件に違反し、その補正 に応じない場合
- ③価格提案書の金額が上記2(4)の委託上限額を超える場合
- ④評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

- ⑥上記4の参加資格要件が備わっていない場合
- (7)一以上の審査項目についての記載がない場合
- ⑧プレゼンテーション及び質疑応答に不参加の場合
- ⑨その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果及び決定した候補者を、文書により通知する。

なお、企画提案参加者から申し出があり、選定結果通知書面を上記 5 (1) へ持参し、企画提案参加者と同一者(法人又は団体の場合はその構成員を含む。)であることを確認できた場合には、当該企画提案参加者の順位、総合点及び評価項目毎の得点を記載した書類を閲覧できる。

11 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。なお、特定された者が正当な理由なく遅延した場合は特定を取り消すことがある。
- (2) 受託者は契約金額の 100 分の 10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、奈良県契約規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、これを免除することができる。
- (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、上記(1) の協議が不調に終わった場合等、契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届【様式12】を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。ただし、上記9(4)③の条件を満たす場合に限る。
- (5) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並 びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他の県が制定する関係条例・ 規則等に従うものとする。

12 契約の不締結

契約候補者が契約の締結までに以下の要件のいずれかに該当すると認められるときは、県 は契約候補者と契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
- (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接 的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(下記(7)において「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記(1)から(5)

のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記 (1) ~ (5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合 (上記 (6) に該当する場合を除く。) において、県が当該契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、県との契約者が上記 12 (1) ~ (8) のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかとなった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合は、県は契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、当該契約者には、県に対する損害賠償義務が生じる。

14 事情変更への対応

災害や感染症の発生等により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及 びそれに伴う経費積算の変更について受託事業者と県と協議を行い、県が決定する。

15 その他

(1) 提出された応募書類の取扱い

- ①提出された全ての書類は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、行政文書開示請求があった場合は、奈良県情報公開 条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となるが、提出者に無断で 開示しない。
- ②提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ③提出された応募書類は返却しない。
- ④企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者 の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(2) その他

- ①書類等の作成に用いる言語、通過及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量 法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ②書類に用いる文字の標準サイズは、10.5pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 9pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。 書体は任意とする。
- ③提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、選考結果にかかわらず、 提案者の負担とする。